

いじめ防止基本方針

令和 7 年 8 月

福島県立川俣高等学校

福島県立川俣高等学校（以下「本校」という。）は、本校の生徒や地域の実態に合わせ、これまでの生徒指導の経験を振り返り、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科省決定。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、学校全体の問題として迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関の連携の下に迅速かつ適切に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（附帯決議一）「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること

（文科省）「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義される。「起こった場所は学校の内外を問わない」

* いじめの様態

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ対策委員会」

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員

③組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や未然防止・早期発見のための具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

イ いじめの相談・通報窓口

ウ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整及び情報の記録、保管、共有

3 いじめに関する対策

(1) いじめの未然防止のための取組

すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の研修やいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解をすすめる、家庭がいじめの未然防止を主体的に取り組む意識の向上を図る。

①いじめ発生を防ぐ環境づくり

落ち着いた美しい環境は子どもの心を落ち着かせ、汚れた環境や破壊された環境は子どもの心をすさんだものにする。学校環境は「人・物・活動（授業、行事、部活動など）」が互いに影響し合って作られる。「人」：教師の言動。「物」：教室は子どもの心のよりどころ、安全、清楚、合理的な環境で快適で活動しやすいよう工夫する。「活動」：仲間との一体感、自主性、集団への帰属意識を実感できる工夫をする。

いじめに対する平時からの備えとして、重大事態ガイドラインのチェックリストを活用する。

②学習指導

- ・ 規律ある授業、学習
- ・ 生徒に合ったきめ細かな指導、授業・評価の工夫
- ・ 基礎学力の定着、低学力の克服、進路保障

③道徳教育、体験活動、読書活動の充実

- ・ 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む道徳教育の推進

- ・ 豊かな情操を育む読書活動
- ・ 自尊感情や他者への思いやり、コミュニケーション力を育む体験活動

④人権教育の推進

- ・ いじめの問題に関する正しい理解といじめに気づく、被害から逃れるための判断力、行動力を高める、加害行為をしない、被害者を助ける、いじめを止めることのできる主体性の育成
- ・ 人権教育を基盤としたHRづくりの充実と、いじめを生じさせないHR経営

⑤開発的・予防的生徒指導の推進

- ・ 生徒自らが互いを認め合える人間関係・学校風土を作りだす指導の工夫
- ・ すべての児童生徒が活躍できる場面設定を通じた自己有用感の向上
- ・ 児童生徒自身がストレスに適切に対処できる力の育成
- ・ 情報モラルの指導の充実とネット犯罪防止講演会の開催。
- ・ 面談やスクールカウンセラーの活用
- ・ 中学校訪問による情報収集

⑥児童生徒の主体的な活動の推進

- ・ 生徒会活動による「学校づくり」への参画と、自主的な企画及び運営の促進
- ・ 部活動・ボランティア活動への積極的な参加促進

⑦教職員の資質向上

- ・ 年度初めの職員会議で法及び基本方針、重大事態を確認
- ・ Edv Pathを活用した校内研修の実施
- ・ いじめの早期発見、早期対応、いじめに対する認知力・対応力の向上を図るための校内研修の実施促進
- ・ スクールカウンセラー、専門家派遣事業等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の推進
- ・ 教育センターや関係機関で実施されるいじめや教育相談に関する研修の受講
- ・ いじめを生じさせない・許さないHR経営を行うための教職員の人権感覚の向上

⑧保護者の意識向上

- ・ P T A総会などで法・基本方針の確認、アンケートの実施、チェックリスト等を通して、保護者のいじめ理解やいじめの未然防止を担う存在であるという意識の向上

⑨関係機関との連携

- ・ 外部専門家による助言、研修等の設定
- ・ 相談制度や救済制度についての広報活動の推進

(2) いじめの早期発見・早期対応のための取組

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保

つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

a スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家の活用による教育相談体制を整えるとともに、その窓口（校外を含める）を生徒、保護者に広く周知する。

なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

b 面接週間や定期的なアンケート、各種調査の実施、チェックリストの活用により、生徒理解といじめの早期発見に努める。

c 生徒に関する情報については、教科担当者会議、特別支援委員会、職員会議、養護教諭からの情報などにより、教員間の生徒に関する情報の共有化を図る。

d P T A総会、アンケート、面談、家庭訪問、学年通信、H R通信などを通して保護者と連携しながらその対応に当たる。

② いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、一人で抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心に組織的かつ速やかに対応する。その際、当該生徒に係るいじめの有無及び事実の確認を行うとともに、その結果について、生徒指導主事を経由して校長に報告する。（生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして調査にあたる。）

（３）いじめに対する措置

① 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合（ネット上の不適切な書き込み等があった場合も含む）には、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。その上でいじめをやめさせ、再発を防止するため、心理(SC)、福祉(SSWr)等に関する専門的な知識を有する者や養護教諭等の協力を得つつ、いじめを受けた生徒・保護者の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、学校全体で守り抜くという立場で継続的に支援する。いじめを行った生徒・保護者には指導・助言を継続的に行う。その際、事案に応じ、県教育委員会、県北教育事務所、関係機関と連携して対処する。

② いじめの事実等を確認できていない場合及び段階であっても、生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行う。

③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

⑤ ネット上に不適切な書き込み等があった場合、生徒指導部会またはいじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの状況確認及び生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対

応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- ⑥ いじめの解消の判断は慎重に行う。その際、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。A：いじめに係る行為が止んでいること。（被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。） B：被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。）

（４）重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とするが、目安にかかわらず学校の判断で迅速に調査する）
- ③ 生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

＜重大事態の報告＞

- ① 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査＞

- ① 重大事態の報告後、県教育委員会の判断により調査組織を設け調査を行う。
- ② 調査を始める前に対象生徒・保護者への事前説明を行う。また、必要に応じて関係生徒・保護者に対し、調査に関する説明を行う。

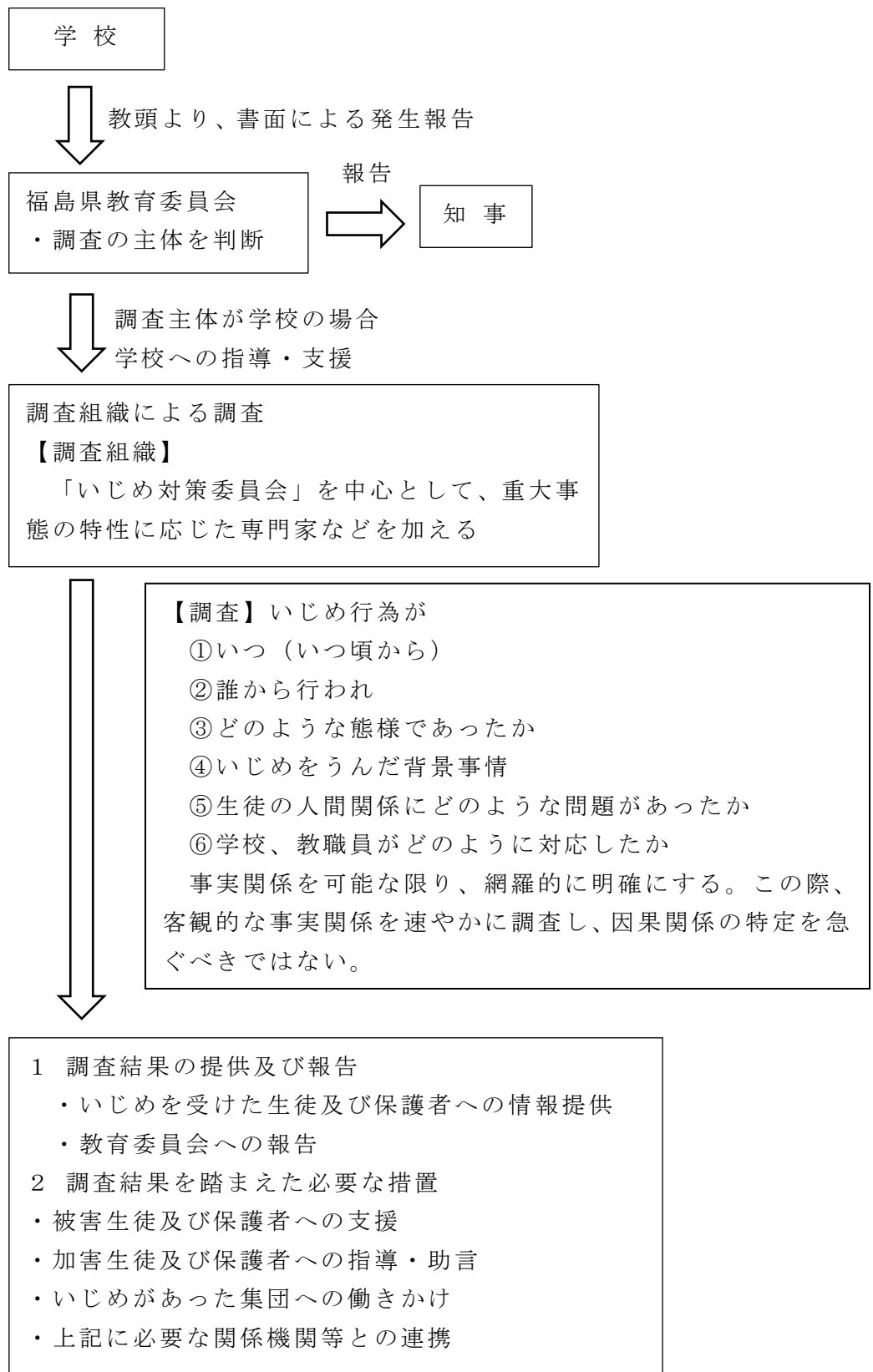
＜調査の目的＞

重大事態の調査は、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とする。不登校重大事態の場合には、不登校状態の解消、学習支援、学校生活における悩みの解消等、個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行う。

＜調査結果の提供・報告＞

調査結果の提供・報告は、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの定めるところによる。

重大事態への対応



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト1】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
・ 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
・ 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
・ 学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
・ 学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ① 学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ② 法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ③ 重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	☐
・ 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
・ 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
・ 「いじめ対策委員会」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
・ 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理	☐

する体制を整えている。	
・ 様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等 文書管理の仕組みを整えている。	☐
・ 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場 合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当 該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携し て児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察 への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知してい る。	☐
・ そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの 防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

(参考)いじめ被害の質と対応

いじめ問題の克服としては、早期の発見と対応に尽きる面があるが、進行過程の悪化の
予想が不可欠

レベル	被害の質	対応
1	・ 悪口、陰口などで特定の子ど もを笑いの対象にする ・ 1 対 1 の比較的軽度なことば によるからかいや無視等	訴えがあれば、すぐに学級・学年レベルで 教師が介入する。クラス全員の居場所と出番 をつくる日々の HR 指導の工夫が防止への鍵 を握る。
2	・ 数名の軽度なことばによるい じめ ・ 仲間はずし、無視、物隠し	被害側のダメージが大きく、その心痛を聴 き取り「君は悪くない」と支える。 加害者には行為の卑劣さを話し反省を求め る。目撃した子どもらの協力を抑止に生かす。
3	・ 身体的攻撃（殴る・蹴るなど、 相手を標的にしたもの） ・ 2 が継続し、言葉による暴言も 精神的追い込みの攻撃 ・ ネットいじめも含む（下記＊ 参照）	被害者には心的外傷ゆえに急な体調不良が 生じるので安全確保を優先。登校させない対 応も必要。 加害側にストレスや不満があり、その問題 解決がポイント
4	・ 2、3 を含みながら、長期間の 無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱が せるなど等重度の実害 ・ 加害側はいじめ続けたパワー を持ち、「遊びだ」と言い張る	被害者には自傷行為の兆候や自殺念慮、不 登校、転校も起きているので、すぐにカウ ンセリング等で手当てをする。 被害者に自死まで思わせる「追い込み暴力」 の冷酷さを具体的に分からせる。

5	・ 4 の犯罪化 ・ 万引き強要、窃盗、強姦、金品を取られるなど恐喝と暴行被害 ・ PTSD 診断、自傷行為、死を語る	発覚後はすぐに全教職員で実態の把握に動くよう、校長等が指揮を執る。 被害の子どもを自死から救うことを最優先。 保護者や同級生たちの協力で事実関係を細かく把握し、被害の拡大を防ぐ。
---	---	--

*** サイバーいじめ（ネットいじめ）**

「ネット社会」は仮面性のつながり。そのため、虚構性が強く、特定の者を誹謗中傷してそこに多数が群がりやすい。このこと自体がひとつの暴力となって被害者に作用し、非常に短時間でも、たとえ一回でも、受けた辱めのために被害者が自殺念慮を抱くこともある。ただし、いきなりそうした攻撃が起きるのではなく、子ども社会では必ずその前段となるハラスメント的抑圧行為が教室やあるいはその周辺で起きている。そのサインをどう掴むかが大事な鍵。

(5) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の 実施計画	校内研修・ 会議計画	いじめ防 止のため の会議等	評価計 画
4 月	校内巡視 登校指導 2・3年生継続カウ ンセリング(通年) 個別カウンセリング SCによるガイダンス スマホ・ケータイ安全講座	いじめ発見家庭での チェックポイント 心理検査(1年)	いじめの意識調査	第1回 いじめ対 策会議	計画・ 目標の 作成と 提示
5 月	登校指導 1年全員カウンセリング 個別カウンセリング	P T A 総会、クラス 懇談会 保護者面談(希望者) 学校生活アンケート ネット利用チェック	生徒情報交換会 いじめとその指導体 制チェック いじめ発見学校での チェックポイント		
6 月	登校指導 1年生全員カウンセリング 個別カウンセリング S S T	面接週間	いじめに関する研修 会		
7 月	個別カウンセリング S S T	保護者面談(希望者)	指導体制チェック いじめに関する研修 会		
8 月	個別カウンセリング S S T	三者面談			
9 月	スマホ安全教室(1年) 登校指導 個別カウンセリング S S T	学校生活アンケート	教育相談研修会	第2回 いじめ対 策会議	
10 月	登校指導 個別カウンセリング S S T	ネット利用チェック いじめ発見家庭での チェックポイント	いじめとその指導体 制チェック いじめ発見学校での チェックポイント		中間 評価
11 月	登校指導 個別カウンセリング S S T				

12 月	登校指導 個別カウンセリング S S T ストレスマネジメント教室（3 年） 性と生に関する講演・指導（2 年）	保護者面談（希望者）	指導体制チェック		
1 月	個別カウンセリング S S T	学校生活アンケート ネット利用チェック いじめ発見家庭での チェックポイント	学校評価アンケート いじめ発見学校での チェックポイント		
2 月	個別カウンセリング S S T		いじめとその指導体制 チェック いじめの意識調査	第 3 回 いじめ対策会議	
3 月	個別カウンセリング S S T 中学校訪問	保護者面談（希望者） 三者面談			年間評価報告 次年度の計画 作成

（6） 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末のいじめ対策会議において次年度の改善案を検討するものとする。

4 参考資料

- （1）いじめに対する教師の意識調査（新潟県教育委員会）
- （2）いじめ発見の学校でのチェックポイント（岩手県立総合教育センター）
（高知県立須崎工業高等学校）
- （3）いじめ発見の家庭でのチェックポイント（岩手県立総合教育センター）
- （4）いじめ発見：教師の指導行動を振り返るポイント（岩手県立総合教育センター）
- （5）学校生活アンケート（生徒用）（岩手県立総合教育センター）
- （6）学校生活アンケート（保護者用）（岩手県立総合教育センター）
- （7）いじめの訴えを聴くシート（岩手県立総合教育センター）
- （8）教師の取り組みについてのチェックリスト（新潟県教育委員会）
- （9）不登校生徒への支援の在り方について（文部科学省）
- （10）福島県いじめ問題等対策支援チーム研修派遣依頼書（福島県教育委員会）
- （11）福島県いじめ問題等対策支援チーム緊急派遣依頼書（福島県教育委員会）
- （12）外部の相談機関

【福島県教育委員会】

・ダイヤル SOS（福島県教育センター）0120-453-141 月～金 10：00～17：00

- ・福島 24 時間子ども S O S 0120-916-024 夜間、休日、祝日も含め 24 時間
- ・養護教育センター教育相談 (相談専用) 024-951-5598 月～金 9:00～17:00
※来所相談は事前の予約が必要
- ・ふくしま子ども S N S 相談 毎日 17:00～21:00 LINE で相談

【児童相談所】

- ・中央児童相談所 024-534-5101 月～金 8:30～17:15
- ・自動相談所虐待対応ダイヤル 189 (緊急は夜間・休日も対応)

【福島地方法務局人権擁護部】

- ・子どもの人権 110 番 0120-007-110 8:30～17:15 (土曜・日曜・祝日除く)

【福島県弁護士会】

- ・子ども相談窓口 024-533-8080 10:00～17:00 (土日、祝祭日お盆、年末年始を除く)

【福島県警察】

- ・いじめ 110 番 0120-795-110 月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
- ・ヤングテレホン 024-525-8060 月～金 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
- ＊緊急の場合は、110 番か所轄の警察署まで
〈ネットいじめ〉
福島県警サイバー犯罪対策室 fp-hitec@police.pref.fukushima.jp

【福島県精神保健福祉センター】

- ・こころの電話相談 024-535-5560 9:00-16:00

【福島県障がい者社会参加推進センター】

- ・障がい者 110 番 024-528-7110 FAX: 024-522-1198 8:30～17:00
(土曜・日曜・祝日除く) (FAX は常時受信可)

【国】

- ・いじめ問題対策情報センター (国立教育会館) 03-3506-0078 9:00～19:00
- ・24 時間子供 S O S ダイヤル: 0570-0-78310 (夜間・休日を含めて、いつでも)

【民間団体】

- ・福島いのちの電話 024-536-4343 毎日 10:00～22:00
- ・チャイルドライン 0120-99-7777 月～土 16:00～21:00 (12/29～1/3 休み)
- ・チャイルドラインふくしま 毎週木曜日 18:00～20:00 TEL: 024-563-4191
- ・子ども 110 番 URL: <http://www.kodomol10.jp/>
- ・よりそいホットライン 0120-279-226 24 時間
- ・自殺予防いのちの電話 0120-783-556 24 時間